

九州大学の共催等名義使用に関する取扱いについて

〔 令和 6年1月31日 〕
総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この取扱いは、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の共催、後援及び協賛における名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 団体又は個人（以下「団体等」という。）が主催する会議、研究会若しくはシンポジウム若しくはセミナー又は競技会その他の催事をいう。
- (2) 共催 本学以外の団体等が主催する事業の企画、運営等を本学が共同して実施するもの（本学教職員が職務として運営等に参画するものに限る。）をいう。
- (3) 後援 本学以外の団体等が主催する事業について、本学がその趣旨に賛同して、名義の使用を認めるなど外部的に支援するものをいう。
- (4) 協賛 前号のうち、協賛金等の費用負担を伴うことで支援するものをいう。

(名義)

第3条 本学の名義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人九州大学
- (2) 九州大学
- (3) Kyushu University（大文字表記を含む。）

(団体等の範囲)

第4条 名義の使用許可を受けることができる事業は、主催団体等（その構成員を含む。）が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関係を有しておらず、かつ 次の各号のいずれかに該当する団体等が主催するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらが所管する機関
- (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
- (3) 学術団体
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (5) その他の団体で、次のいずれも満たす団体

イ 主催者の存在及び所在地が明確であること。

ロ 規約・会則の定めがあり、団体意思を表明する代表者、団体意思を執行する組織・機構が確立していること。

ハ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

(6) その他総長が適当と認めるもの

(許可基準)

第5条 名義の使用は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められるものであること。
- (2) 教育、学術若しくは文化又は社会貢献に寄与するもので、本学との関わりが認められ、本学の特定の部局ではなく、「九州大学」として共催、後援及び協賛することに意義を有するものであること。
- (3) 本学の業務遂行に支障を来すおそれがないものであること。
- (4) 事業の開催が、政治的及び宗教的活動につながらない、又はつながるおそれのないこと。
- (5) 営利を主たる目的として行わないものであること。
- (6) 参加料等を徴収するものにあつては、その額が社会通念上適当である等、事業の参加者に対して過度な負担とならないものであること。
- (7) 許可すべきでないとする特段の事情がないこと。

(申請及び許可等)

第6条 団体等の代表者等（以下「申請者」という。）は、共催名義の使用を希望する場合は、事業を実施する日の60日前までに、後援又は協賛名義の使用を希望する場合は、事業を実施する日の20日前までに、総長に申請しなければならない。

- 2 総長は、前項に基づく申請を受けたときは、前条に定める許可基準に従い、許可又は不許可を判断し、使用許可を決定した者に対して許可書を交付する。
- 3 許可した事業（共催を除く。）及びこれに伴う行為から生じる損害について、本学は賠償責任を負わない。
- 4 総長は、名義の使用を許可する場合は、必要に応じ条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可した事業以外に名義を使用しないこと。
- (2) 当該事業計画に変更があつた場合は、直ちに本学に届け出ること。
- (3) 当該事業終了後、申請者は一か月以内にその旨を総長に報告すること。

(許可の取消し)

第8条 申請者で名義を使用した者が第5条に定める許可基準に違反したとき、又は申請内容に虚偽の記載をしたとき、若しくはその他名義の使用が適当でないとするときは、総長は該当使用の途中であっても許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- 2 前項の使用許可の取消し、又は中止によって生ずる損害については、本学は、その責を負わないものとする。

(使用期間)

第9条 第6条第2項により許可された名義の使用期間については、許可した日から、当該

事業の終了する日までとする。ただし、事業の開催後に、開催状況の報告を新聞紙上等に掲載するような場合は、この限りでない。

(事務)

第10条 本取扱いに関する事務は、総務部総務課において処理する。

附 記

この取扱いは、令和6年2月1日から実施する。